

令和 4 年度

人権に関する学習をすすめるために

令和 5 年 3 月

愛 知 県 教 育 委 員 会  
愛知人権ファンクション委員会

## はじめに

「『人権』は、難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。」と「令和4年度版 人権の擁護」（法務省人権擁護局）にあります。しかし、厚生労働省が公表した令和3年度の児童虐待相談対応件数（速報値）は20万7,660件と、前年度より2,616件増加しました。昨年度1年間に県の児童相談所が対応し、虐待と認定した相談の件数は6,588件で、昨年度より500件あまり増えて過去最多となりました。高齢者、女性、障害者、外国人への差別だけでなく、性的指向やからだの性とところの性の不一致を理由に偏見の目にさらされることや、インターネットやSNS上での他人の誹謗（ひぼう）中傷や、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別や偏見を助長するような情報を発信するという悪質な事案も後を絶ちません。このような新たな社会問題も生まれ、改めて「人権」とは何かを考え、現在の社会に合った対応を行うことが必要であると言えるのではないのでしょうか。

愛知県では、平成31年3月に改定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき施策を推進し、人権に関する重要課題に取り組んできました。しかし、社会の状況の変化とともに人権課題も複雑化・多様化したため、対応策を検討することとなり、今年度「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。この条例の趣旨を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消に向けた施策をより一層推進していきます。その取組として、平成30年3月に策定した「第2期愛知県生涯学習推進計画」において、持続可能な社会づくりのためには、男女の別や障害の有無を問わず、全ての人々がそれぞれの個性や能力を発揮でき、差別や偏見のない社会を実現するとともに、外国人との文化や価値観の違いから生じる課題を解決していくための学習機会の充実が重要であると示しています。そのため本県においては「愛知人権ファンクション委員会」を設置し、「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」により人権教育推進のための教材・教具の開発等を行うとともに、人権教育の指導的立場にある方々の資質や指導力の向上を目的とした人権教育指導者研修会を、尾張地区、三河地区の2ヵ所で会場実施を各2回ずつ計4回実施しました。また、調査研究委託事業を一宮市及び豊田市の各実行委員会に委託し、事業に取り組んでいただきました。本冊子は、その2市における実践内容を中心に、本年度の生涯学習課の取組や県内の人権教育に関する実践事業等を掲載しています。

各市町村の生涯学習・社会教育関係職員等の皆様におかれましては、本冊子を各市町村における人権教育の推進の一助としていただくとともに、公民館や社会教育施設等で開催される講座や社会教育関係団体の集まる研修会などで御活用いただければ幸いです。

最後に、資料提供の御協力をいただきました関係市並びに関係各位に対し、心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

愛知県教育委員会生涯学習課長 上野 賢司

## 誰もが「気づき、考え、行動する」人権社会を！

日本国憲法にある「私たちは、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分・家柄によって差別されない」という人権尊重の社会をめざして、様々な人権施策や人権教育・啓発活動が積極的に展開され、今日に至っております。

しかしながら、水平社宣言「人の世に熱あれ、人間に光あれ」から100年にあたる2022年の現状は、果たして、望ましい人権社会といえるでしょうか。依然として、子ども・女性・高齢者・障害のある人等に対するいじめや虐待、部落差別やインターネットによる誹謗中傷・差別発言など、様々な人権侵害が後を絶ちません。

また、本年度も引き続き、新型コロナウイルス対策の中にあつて、私たちの日常生活が制限され、不自由で不安な毎日を送らなければならない状況となっております。

### 「わかる」と「かわる」

自分は偏見も差別もしてないから関係ない。

そう思っている、気づかないうちに

誰かの人権を傷つけているかもしれません。

話をしてみる。インターネット以外でも調べてみる。

そうやってまずは一歩、自分から歩み寄ってみませんか。

今まで気づかなかった気持ちが、見えてくるかも。

それがきっと、あなたの行動や社会を変えていく。

知ることからはじめよう。人権のこと。

(愛知県人権啓発資料「わかるとかわる」より)

今こそ、私たちは原点に立ち返り、一人ひとりが自分の周りに目を向け、様々な人権課題に取り組まなければなりません。「人権の大切さに気づき、考え、行動する」というアクションを起こさなければなりません。そして、すべての人間が幸せに生活していける人権社会を創り上げていきたいものです。

愛知県では、平成13年に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」が策定され(26年・31年改定)、今日まで人権教育指導者研修をはじめとする各種事業が精力的に展開されてきました。また、16～21年度の6年間、文部科学省委託の「人権教育推進のための調査研究事業」では、12市町によって、DVD・絵本・紙芝居・冊子・ビデオ等の人権学習教具や啓発資料を作成していただきました。22年度からは、「愛知県人権教育推進のための調査研究事業」として、毎年、2市町村に委託し、積極的な調査研究を継続してまいりました。そして、その成果資料は、県内各地の人権教育・啓発活動に大いに活用されたことと思います。

令和4年度は、一宮市と豊田市に委託し、コロナ禍ではありますが、積極的に調査研究をしていただきました。一宮市では、「インターネットによる人権侵害」をテーマに、人権講座の開催やアンケートの実施・人権啓発物品の配布に取り組んでいただきました。豊田市では、「女性の人権」をテーマに、DV週間での展示・啓発物品の配布や人権講演会を開催していただきました。そして、その取組経過と成果がこの冊子にまとめられています。

愛知人権ファンクション委員会として、今後も、長年にわたって蓄積された成果を大切に活用するとともに、様々な角度から人権課題を検討し、その解決に積極的に取り組んでいきたいと考えております。各市町村におかれましても、この冊子やこれまでの財産を有効に活用され、地域の人権教育・啓発活動に御尽力していただければ、幸いに思います。

# 目 次

( ページ )

第1部 愛知県の人権に関する取組	1
I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言	1
II 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定	1
III 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」	6
第2部 令和4年度 愛知人権ファンクション委員会の取組	8
=実践報告=	
I 一宮市人権教育推進実行委員会	15
II 女性に対する暴力をなくす運動実行委員会（豊田市）	19
第3部 令和4年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業	23

## <第1部> 愛知県の人権に関する取組

### I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

平成9年12月5日

#### 人権尊重の愛知県を目指して

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行50周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

### II 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定

平成31年3月

平成13年2月に策定した計画について、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、人権に関する県民意識調査の結果も踏まえ、平成26年及び平成31年に改定した。

#### 「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」（改定版）のあらまし

##### 1 基本的な考え方

##### (1) 行動計画の基本目標

人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組みます。

##### (2) 人権教育・啓発に当たっての基本的な考え方

##### ①個人の尊厳の確保と共生社会の実現

個人個人が自立した人間として尊厳が保たれ、多様な価値観が受け入れられる「共生」の社会を目指します。

##### ②多種多様な取組の推進

人権問題は多種多様なものなので、人権教育・啓発もあらゆる年齢層、職業を対象に、いろいろな場で様々な形で行う必要があります。

##### ③少数者、少数意見への配慮

マイノリティと言われる少数者を尊重し、少数意見などにも十分な配慮をする必要があります。

(3) 人権教育・啓発に当たっての基本的な姿勢

① 県民の主体的な参加の促進

あらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やし、また参加しやすいよう内容の充実を図ります。広報やインターネットでの情報提供も積極的に行い、県民の皆様方の主体的な参加を促します。

② 人権尊重の視点に立った行政の推進

行政内部において人権意識を高揚させ、人権尊重の視点に立った業務の遂行に努めます。

③ 継続的な取組の推進と新たな問題への対応

社会環境の変化に伴い、様々な形で新たに発生する可能性のある人権問題について、柔軟に対応し、粘り強い取組を進めます。

## 2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 社会における人権教育・啓発の推進

正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、また実践していくよう、家庭や地域社会における取組の充実を図り、生涯にわたり充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。

① 家庭における人権教育の推進

② 地域社会における人権教育・啓発の推進

③ 学習機会の充実

④ 指導者の養成

(2) 学校等における人権教育の推進

児童生徒の発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進します。

① あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

② 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

③ 研究指定校等の成果の普及

④ 家庭、地域との連携

(3) 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

社会的役割と責任を自覚しながら、公正な採用、明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境の整備を促します。

① 就業の機会均等の確保

② 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

③ 関係団体との連携

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権とかかわりの深い、特定の職業に従事する者に対して、研修、情報提供による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 行政職員

- ②教職員
- ③警察職員
- ④消防職員
- ⑤医療・保健関係者
- ⑥福祉関係者
- ⑦マスメディア関係者

### 3 重要課題への対応

#### (1) 女性

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現を目指します。

- 男女共同参画の理解の促進
- 女性に対する暴力の根絶
- メディアにおける女性の人権尊重
- 性と生殖についての女性の自己決定権に関する周知の徹底
- 働く場における男女共同参画の実現
- 社会参画の促進

#### (2) 子ども

家庭、学校、地域などの子どもを取り巻くすべての環境が、子どもの健やかな成長、発達を図っていくものとなるよう、総合的な施策の推進を図り、次代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを目指します。

- 「児童の権利に関する条約」の普及啓発
- いじめ対策の推進
- 児童虐待防止の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 被害少年対策等の推進
- 保育の充実

#### (3) 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重される社会の実現を目指します。

- 自立促進と社会参加活動の推進
- 総合的な保健福祉サービスの推進
- 雇用、就労機会の確保
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(4) 障害者

障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消、合理的配慮の提供の推進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

- 自立促進と社会参加活動の推進
- 総合的な福祉サービスの推進
- 障害児、障害者教育の充実
- 障害者にやさしいまちづくりの推進
- 職業的自立の促進

(5) 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱と捉え、この問題の実態や固有の経緯等を十分に認識しつつ、教育・啓発を推進します。

- 同和問題（部落差別）に対する理解の促進
- 同和教育の推進
- 教育・啓発の実施主体相互の連携・協力の推進
- 啓発指導者の育成
- 隣保館活動の充実
- えせ同和行為の排除の推進

(6) 外国人

あらゆる年齢層のライフサイクルに応じた継続的支援や、外国人県民同士や外国人県民と日本人県民が互いに支え合う関係づくり、外国人県民とともに暮らす地域への支援を通して、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、共に安心して暮らし活躍できる地域社会を目指します。

- 多文化共生の意識づくり、国際理解の促進
- 学校教育における外国語教育・国際理解教育の推進
- 外国人への情報提供の充実・相談体制の整備
- 在住外国人が暮らしやすい環境の整備
- ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進
- 就労対策の推進
- 都市基盤整備の促進

(7) 感染症患者等

エイズ、肝炎、ハンセン病について、正しい知識の普及啓発活動を推進し、HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病回復者やその家族等に対する差別や偏見の解消に努めます。

(8) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族が地域社会で安心して平穏な生活を営むことができるよう県民の理解を深めるとともに、関係機関と連携して犯罪被害者等の支援を推進します。



○犯罪被害者等に対する理解の促進

○途切れることのない支援の実施

(9) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害を防止するために、県民一人一人がモラルを持ちインターネットを利用するよう教育・啓発を推進します。

○教育・啓発活動の推進

○安全なインターネット環境の普及促進

(10) ホームレス

ホームレスに関する問題について県民の理解を得ながら、自立支援のための必要な施策を推進します。

○ホームレスに対する理解の促進

○自立支援の推進

(11) 性的少数者

性的少数者に対する差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めるために、必要な施策を実施します。

○性的少数者に対する理解の促進

○教育活動の推進

(12) 様々な人権をめぐる問題

アイヌの人々に対する結婚や就職における差別や偏見、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、暴力や権力の濫用等より行われる人身取引、相手を不快にさせ尊厳を傷つけるハラメント、災害に伴う人権問題への対応も必要です。

#### 4 計画の推進

(1) 本計画の推進に当たっては、愛知県人権施策推進本部を中心とした全庁的な取組を進めます。

(2) 時代の流れの中で、人権問題は多様化し、新たな問題も発生しているので、時代の要請、ニーズに合った施策の実施に努めます。

(3) 国、市町村その他の公的機関や民間団体等と連携し、人権尊重の社会を実現するための取組を進めます。

(4) 住民に身近な立場にある市町村については、国と連携を図りつつ、この計画の趣旨に添った取組を展開するよう促します。

(5) 社会情勢の変化等によって行動計画を変更する必要性が生じた場合には、見直しを行います。

2022年  
4月1日

# 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」

が施行されました。

相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めましょう。

## 条例の概要

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

## 人権尊重の社会づくり

### 基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

### 相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

インターネット上の  
誹謗中傷等の  
未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する  
不当な差別的言動の  
解消に向けた取組の推進

部落差別の解消  
に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の  
多様性についての  
理解の増進等

条例の詳しい内容については、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>



## 県民・事業者のみなさまへ

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、また、事業者がその事業活動を行うにあたっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2022年10月1日施行（第9条～第12条）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、公共の場所（県の区域内の道路・公園、広場等）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（行進・示威運動など）が行われたと認めるときは、その概要を公表する場合があります。【第10条】

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条】



問合せ：愛知県県民文化局人権推進課  
電話：052-954-6167

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の本質にかなるものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、もってこのような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

### (県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

### 第1節 基本計画等

#### (基本計画)

第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第11条及び第12条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

### 第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

### 第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### (啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

#### (公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

## (公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう留意しなければならない。

#### (審議会からの意見聴取等)

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたときその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

#### (審議会の調査審議の手続)

第12条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認められる者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

#### (適用上の注意)

第13条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

### 第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

### 第3章 愛知県人権施策推進審議会

第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

〔 第4項 略 〕

## <第2部> 令和4年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

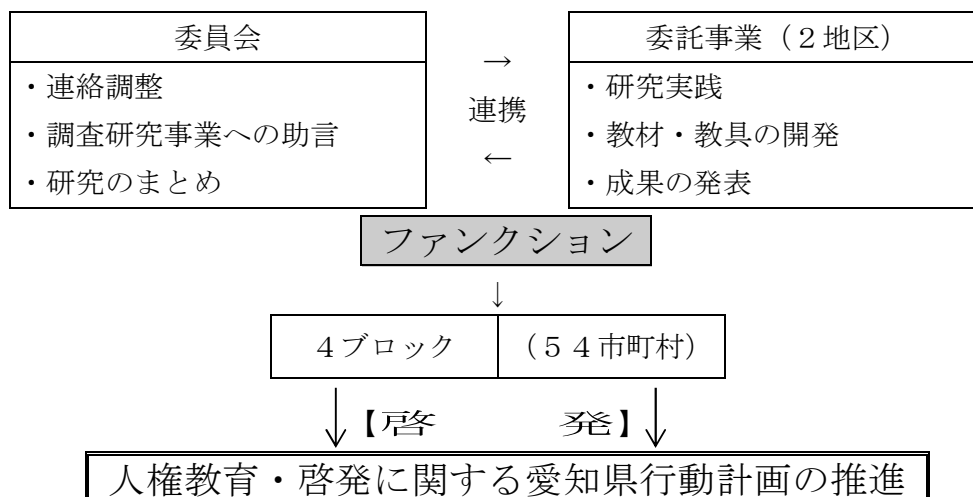
### 1 趣旨

愛知県では、平成13年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指した取組を推進している。しかし、行動計画に掲げてある「人権教育・啓発」の推進や「重要課題への対応」は多岐にわたり、常に時代の要請やニーズに応じた実践的な施策の実施が必要である。

本委員会では平成16年度から21年度まで文部科学省の委託を受け、県内4ブロックから各1市町村にモデル事業を委託し、「特色ある人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究」に取り組んだ。そして、本事業で制作した「人権教育推進のための教材・教具」を、人権教育・啓発推進のための学習機会が充実するように県内へ配布するとともに、愛知県生涯学習情報システム『学びネットあいち』へ掲載し、普及を図ってきた。

平成22年度からはこれまでの事業の成果を継承し、更に発展させるために、県事業として「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」を2市町村実行委員会に委託し、調査研究事業を実施している。

しかし、多種多様化している人権課題に対して、更なる体験プログラム作りの必要性を強く感じている。そこで、今後も新しい視点での教材・教具の開発を目指すとともに、その普及・啓発活動の中で、他機関・団体等と連携して愛知県行動計画を機能（ファンクション）させ、人権尊重社会「人権愛知」の実現を目指していきたい。



### 2 委員会構成・人数

委員長1名(学識経験者)・副委員長1名(公民館関係者)・委員14名(教育委員会関係者10名、モデル事業関係者4名) 合計16名

### 3 委員会開催回数（3回）

○第1回委員会（令和4年6月7日開催）

- ・令和4年度の計画
- ・令和4年度の人権教育推進について

○第2回委員会（令和4年8月22日開催）

・研修会① 講話

演題 「水平社宣言100年、部落の歴史と差別の現状から学ぶ」

講師 水谷 瀧男 氏（愛知人権ファンクション委員会委員長）

・研修会② 実践発表 令和3年度委託2市町（あま市・知立市）の発表

○第3回委員会（令和5年2月3日開催）

- ・令和4年度研究のまとめ
- ・令和5年度の計画

### 4 研修事業

愛知県教育委員会主催人権教育指導者研修会中央研修会（開発教材・教具の紹介）

（前期）令和4年9月9日、9月14日

（後期）令和5年1月10日、1月13日

【中央研修会で紹介した実践活動】

実施団体	研究テーマ
あま市人権教育実行委員会	「多文化共生社会をめざして」 —外国人の方も安心して暮らせるまちづくりのため—
知立市人権教育推進委員会	「人権尊重のまちを目指して」 —市民一人ひとりの人権意識をより一層高めるため—

### 5 その他（成果の普及・啓発方策等）

- (1) 「人権に関する学習をすすめるために」の冊子を各市町村へ配付し、市町村における人権教育・啓発事業推進の一助とした。
- (2) 調査研究委託事業で作成した教材は、学びネットあいちに情報登録をするとともに、あいち人権センターに提供し、貸出し教材として活用の促進を図っている。

【資料】

平成16年度～平成21年度 文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」作成教材

	タイトル	作成者	年度
1	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」vol1	津島市人権教育調査研究委員会	H16
2	ほうらいの人権絵本	鳳来町人権教育推進協議会	
3	子どもの人権啓発ビデオ 「はばたけ地球の子どもたち」	瀬戸市ビデオ教材制作委員会	
4	たかほま市子ども市民憲章絵本 「わたしはね…」	高浜市子ども市民憲章普及啓発委員会	
5	美しい話を絵本にしよう 「子どもの手作り絵本」	鳳来町人権教育推進協議会	H17
6	人権教育教材ビデオ 「君の勇気を待っている」	知多地区人権教育教材製作委員会	
7	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」(障害者の人権)	津島市人権教育調査研究委員会	
8	たかほま市子ども市民憲章 大人向け啓発書「おとなもね…」	たかほま市子ども市民憲章普及啓発委員会	
9	人権教育推進のための調査研究事業	小坂井人権ファンクション委員会	H18
10	人権大型紙芝居「なかなかおり」	知立市人権紙芝居制作委員会	
11	「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
12	人権学習教具収録CD 「いろいろな人権問題」ハンセン病と人権	津島市人権教育調査研究委員会	
13	人権人形劇「いいとこみつけた」	知立市人権紙芝居制作委員会	H19
14	人権教育DVD教材 「i f…～勇気を出して～」	小坂井人権ファンクション委員会	
15	男女共同参画啓発劇 「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
16	人権学習教具収録ビデオ 「いろいろな人権問題」同和問題(2)	津島市人権教育調査研究委員会	
17	よりぬき さんかくコラム	大口町人権教育研究委員会	H20
18	「じんけん」PDFファイル 障害者の人権啓発絵本「じんけん」	田原人権ファンクション委員会	
19	「ハンセン病と小笠原博士」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
20	「こんたのしっぽ」	豊田市子ども会議	
21	学校啓発プレゼンテーションソフト 「ハンセン病」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	H21
22	「デートDV」啓発リーフレット、 冊子、DVD	大口町人権教育研究委員会	
23	外国人理解のための冊子 「世界の国からこんにちは」	豊田市子ども会議	H21
24	障害者の人権啓発リーフレット 障害者のじんけん啓発絵本「じんけん 2」	田原人権ファンクション委員会	

平成22年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

1	障害者の人権について啓発を図る活動の実施	愛西市人権紙芝居制作委員会
2	人権教育出前講座「思いやりの心」の実施	安城市教育委員会生涯学習課

平成23年度「命を大切にできる人権尊重社会づくり事業」作成教材

1	大型紙芝居「ぼく のれるよ！」	愛西市人権教育実行委員会
2	道徳資料「ザリガニとり」	半田市人権教育実行委員会
3	冊子「ひとりじゃないよ」	刈谷市「命・個を大切にできる人づくり」実行委員会
4	冊子「生きる」	田原人権ファンクション委員会

愛知人権教育推進のための調査研究委託事業（平成24年度～）

1	CD 「あなたもわたしも大切に ～ハッピーな関係ですか？～」	知多市デートDV防止啓発実行委員会	H24
2	人権教育講座 （「相手（ひと）を信じて、感じられる人になること」 「いのちの大切さを感じること」）	岡崎市人権教育実行委員会	
3	人権ふれあい紙芝居「もう、かみなりはおちません」	津島市人権ふれあい教室実行委員会	H25
4	人権川柳作品集	碧南市人権教育推進委員会	
5	考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心	東郷町人権教育推進委員会	H26
6	人形劇の視聴を通して 自分の存在価値と自己肯定感を考える —創作人形劇「ぼくはこれがすき」の実践—	豊川市人権推進実行委員会	
7	弱者を思いやる心を大切に	あま市人権教育実行委員会	H27
8	人権特別講座 認知症高齢者への接し方 認知症サポーターとしてできること	みよし市人権教育推進委員会	
9	温かな人間関係を育もうとする児童生徒の育成	岩倉市小中学校人権教育研究会	H28
10	《思いやり・共に生きる》を感じよう	西尾市人権教育推進委員会	
11	自分を大切に 他者を大切に ～「ロバのロバちゃん」の人形劇を通して～	大治町人権教育推進実行委員会	H29
12	人権意識を高める啓発活動の取り組み —差別や偏見のない社会の実現を願って—	田原人権ファンクション委員会	
13	「自他を大切にできる子どもの育成」 —「地域の力」を取り入れた 自他を大切にできる心育で—	東海市人権教育推進実行委員会	H30
14	「人権…ぼくたち、わたしたち自身で考える」 —人が人を思いやる 幸せのまち こうた—	幸田町人権教育推進実行委員会	
15	ライフステージと人権 ～高齢期を中心に～ —認知症高齢者の人権擁護から 他者を思いやる心を育む—	弥富市人権教育推進実行委員会	R1
16	みんなちがって、みんないいまち 大家族たかほま	高浜市人権教育推進実行委員会	

17	「子はかすがい、子育てはかすがい」 — 人にやさしい春日井市の子育て —	春日井市人権教育推進実行委員会	R 2
18	「先生に伝えたい LGBTを理解すること、 受け入れること の大切さ」	蒲郡市ダイバーシティ推進実行委員会	
19	「多文化共生社会をめざして」 — 外国人の方も安心して 暮らせるまちづくりのために —	あま市人権教育実行委員会	R 3
20	「人権尊重のまちを目指して」 — 市民一人ひとりの人権意識を より一層高めるために —	知立市人権教育推進委員会	
21	被害者にも加害者にもなりえる！ ～インターネットによる人権侵害～	一宮市人権教育推進実行委員会	R 4
22	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発活動の 実施	女性に対する暴力をなくす運動実行委員会 (豊田市)	



愛知県生涯学習情報システム

# 学びネット あいち



「学びネットあいち」は  
生涯学習情報満載の  
便利な情報サイトです！

## 講座・ イベント を探そう！

講座・イベントをキーワードやカレンダー等で絞り込んで調べることができます。自分好みの講座・イベントに出会うチャンス！

## 講師・ ボランティア を探そう！

講座・イベントで講義等をしていただく講師や、生涯学習活動を支援していただくボランティアを探することができます。



## その他、 役立つ情報が 盛りだくさん！

動画などを見ながら学習できる「学べる Web 教材」や、情報誌「まなびいあいち」「まなびいあいち Web」等、様々な情報がご覧いただけます。



今すぐアクセス！

<https://www.manabi.pref.aichi.jp>

※スマートフォンからもご覧いただけます。→



公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県生涯学習推進センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 愛知県東大手庁舎 2 階  
TEL 052-961-5333 FAX 052-961-0232

ホームページ <https://www.manabi.pref.aichi.jp/center/>  
Twitter @aichi\_llcenter


愛知生涯



※「学びネットあいち」は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が愛知県教育委員会から委託を受けて運営しています。

# 人権に関する Web 教材を見るには

**1** パソコンまたはスマホ、タブレットから「学びネットあいち」にアクセスします。

学びネットあいち 

<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

**2** 「学びネットあいち」トップページから、学べる Web 教材の【一覧へ】をクリック



**3** おすすめキーワードの中から【人権】をクリック



**4** 教材一覧の中から好きな教材名をクリックすることで教材を見ることができます。



## 学べる Web 教材とは

パソコンやスマートフォン等を使って、動画やテキスト等の教材を見て学習することができるページです。

人権に関する教材をはじめ、自作視聴覚教材や民俗芸能大会の動画教材等が登録されています。是非、御利用ください。



## 人権 Web 教材に関するお問合せ

愛知県教育委員会生涯学習課  
社会教育推進グループ

【電話】 052-954-6780

【ホームページ】

<https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/jinken.html>

愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」に関するお問合せ

愛知県生涯学習推進センター 電話 052-961-5333

## 「被害者にも加害者にもなりえる！」

### ～インターネットによる人権侵害～

#### 1 はじめに

最近子どもから高齢者までインターネットやSNSを利用するようになってきているが、その一方でインターネットやSNSでは匿名性という特性のために、誹謗中傷や個人の名誉・プライバシーの侵害、差別や偏見を助長する情報の発信など、人権侵害の事案も増えている。深く考えずに発信された言葉や画像によって、自分が加害者として訴えられることもあり得ないことではない。一度インターネット上に流れた言葉や画像は完全に消去することが難しいこともあり、人権についての正しい知識を身に着ける必要がある。そこで当市ではインターネット上での人権侵害について考える事業を企画した。インターネット上で起こり得る人権侵害についての理解を深めることで、インターネット上においても人権が尊重される社会の実現を目指すことが、本取組の目的である。

#### 2 事業の経過

##### (1) 実行委員会の構成

- 一宮市人権擁護委員 2名
- 一宮市市民健康部市民課長
- 一宮市市民健康部市民課専任課長
- 一宮市教育委員会教育部生涯学習課長
- 一宮市教育委員会教育部生涯学習課専任課長

##### (2) 実行委員会の開催

- 6月6日 第1回実行委員会  
内容：事業概要の説明、役員選出、事業計画について
- 7月27日 第2回実行委員会  
内容：人権学習講座の検討、人権啓発物品の選定、「インターネットによる人権侵害に関するアンケート」の項目検討
- 3月6日 第3回実行委員会  
内容：事業報告及び会計報告

##### (3) 人権教育指導者研修会にて、啓発物品の配布

- 9月14日 一宮市PTA関係者対象の県主催研修会にて、啓発物品の配布及びインターネットによる人権侵害に関するアンケートを実施。

##### (4) 人権学習講座（全2回）の実施

- 11月26日・12月3日 人権学習講座「被害者にも加害者にもなりえる！～インターネットによる人権侵害～」を主催開催。啓発物品の配布。

(5) 人権学習講座の YouTube 配信

1月10日 「いちのみや生涯学習チャンネル」にて動画配信開始。

(6) スマホ教室にて、啓発物品の配布

1月26日・2月7日 県の「高齢者デジタルサポーター事業」によるスマホ教室にて配布。

### 3 活動の実際

(1) 啓発物品の選定

今回の当市のテーマである「被害者にも加害者にもなりえる！～インターネットによる人権侵害～」を伝えるため、関連する研修会や講座等でメッセージ入りボールペンと、クリアファイルを配布することにした。ボールペンには「インターネット上の人権侵害をなくそう！」というメッセージを入れた。



(2) 人権教育指導者研修会（県主催）でのPR・アンケート実施

① 講師：弁護士 北川喜郎氏

② 内容：一宮市のPTA関係者・小中学校長を対象にした講演会で「子どもの権利・こどもの視点について考える～いじめを題材に～」というテーマでインターネット上でのいじめなどについて講演された。県主催ではあるが、会場が一宮市であり、委員会のメンバーも運営スタッフとして参加。啓発のアナウンスと共に啓発物品を配布し、人権侵害に関するアンケート調査を行った。



③ 啓発物品配布：メッセージ入りボールペンとメッセージ入りクリアファイル、法務省人権擁護局発行「人権の擁護」

④ アンケートの実施：「2022 インターネットによる人権侵害に関するアンケート」と題して意識調査を行った。SNSの利用状況を見ると、回答者の9割が何らかのSNSを利用していた。内訳は、LINEが全体の83%と多く、Instagramは38%、問題になることが多いTwitterは23%だった。調査結果は、人権学習講座の内容の参考にした。

アンケートの内容・結果については以下の通りである。（回答数161件）

問1 あなたの年齢をお答えください。

ア. 30歳代 16 イ. 40歳代 77 ウ. 50歳代 62 エ. 60歳代 5  
オ. 70歳代 0 無記入 1

問2. あなたは、SNSを利用しますか。(○はいくつでも可)

ア. Facebook 37 イ. Twitter 37 ウ. LINE 134 エ. Instagram 61  
オ. YouTube 93 カ. TikTok 8  
キ. その他 ( なし ) ク. 利用しない 16

問3. インターネット上で、他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような書き込みやホームページをみたことがありますか。

ア. 見たことがある 99 イ. 見たことがない 62

問4. そのようなページを見たときどのようにされましたか。

ア. 自分とかかわりがなかったので、特に何もしなかった 67  
イ. どうしたらよいかわからなかったため、何もしなかった 17  
ウ. プロバイダ又は関係機関に知らせた 7 エ. 反対意見を書き込んだ 1  
オ. その他 7

問5. あなたがインターネットによる人権侵害だと思う行為は、どのようなことですか。

(○はいくつでも可)

ア. プライバシーに関する情報が掲載されること 148  
イ. 他人を誹謗中傷する表現が掲載されること 151  
ウ. 差別を助長する表現が掲載されること 128  
エ. 出会い系サイト・コミュニティサイトなどが、犯罪を誘発する場として利用されていること 84  
オ. 捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること 96  
カ. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報が掲載されること 107  
キ. その他 3  
ク. わからない 0

問6. インターネットによる人権侵害に関して、ご自由に意見をお聞かせください。

- ・個人の情報が、自分の知らないところで回っているなど怖いと思いました。
- ・情報モラルの教育が機器の進化に追いついてないと強く感じます。
- ・子供がスマホを持つようになり、ラインやインスタのDMなどで何か言われていないかなどの心配はあります。見えないところでのやりとりまでは把握できないので親としては難しいです。
- ・他人事ではなく自分や家族も気をつけていかなければいけないと思いました。 など

### (3) 人権学習講座

- ① 講師：一般社団法人安心安全インターネット塾  
代表理事 勝野祐子氏
- ② 内容：人権学習講座「被害者にも加害者にもなる！～インターネットによる人権侵害～」という題名で2回連続講座を実施した。1回目は、「インターネットの人権侵害の実態を知る」というテーマで、LINE・Instagram・Twitterといった



SNSについての解説やインターネット上の人権侵害についての事例の紹介があり、2回目では「SNS上の人権侵害に巻き込まれないための心得」というテーマで被害に遭った時の対応や人権を尊重した利用の仕方を学んだ。各回、テーマに沿ったグループワークを行い、受講者は相互に活発な意見交換をすることで、インターネット上の人権侵害の問題に対する理解を深めることができたと思う。

- ③ 啓発物品配布：メッセージ入りボールペンとメッセージ入りクリアファイル、法務省人権擁護局発行「人権の擁護」

#### (4) 人権学習講座の YouTube 配信

2回にわたって開催した人権学習講座の内容について、時間を選ばず気軽に学べるようにするため、YouTubeで配信することにした。実際の講座の様子をビデオ撮影し、4つのファイルに編集し直して、生涯学習課の公式YouTubeチャンネル「いちのみや生涯学習チャンネル」で配信した。

配信期間は令和5年12月28日までの約1年間とした。また、YouTube配信のPR用にちらしを作成した。



#### (5) スマホ教室（県の高齢者デジタルサポーター事業）でのPR

地域の公民館を会場に行われた「スマホ教室」に出向き、教室終了後に啓発物品とともに、人権学習講座のYouTube配信ちらしを配布して概要を説明した。高齢者のスマートフォン利用が進む中で、インターネット上の人権侵害について理解しておくことは重要であり、啓発を推進していくことが必要だと実感した。

### 4 成果と今後の課題

人権学習講座では、人権についての正しい知識を学び、啓発の大切さも理解してもらうことができた。人権侵害に対する認識はすべての人が同じというわけではないため、自覚のないまま他人の人権を侵害してしまうことも起こりうる。現在は情報機器が進化して、誰もが、いつでも、すぐに、世界に向けて情報を発信できるようになった。その一方で使う人の心はまだ追いついていないと思われる。便利な道具は、一歩間違えると凶器になりかねない。人々が、モラルを持ってインターネットを使えるように、啓発活動や情報発信を続けていきたい。

# 「女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動の実施」

— 誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会に向けて —

## 1 はじめに

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、政府、地方公共団体、女性団体及びその他の関係団体が連携・協力し、毎年11月12日から25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として様々な活動を実施している。



(参考) 令和4年度女性に対する暴力をなくす運動リーフレット

内閣府男女共同参画局が令和2年度に全国20歳以上の男女5,000人を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、①約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある、②女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けている、③被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していないなど、全国的に被害は大きい。

豊田市においても平成30年度に豊田市に在住の20歳以上の市民男女各1,500人を対象に「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」を実施しており、①市民の約3割が配偶者から一度は何らかの暴力を受けたことがある、②女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から暴力を受けている、③被害を受けた女性の約5割、男性の約6割がどこにも相談していないなど、全国とほぼ同様の被害の現状が明らかになっている。

そうした背景から豊田市では第4次とよた男女共同参画プランにて「多様性を受け入れるダイバーシティ社会への変容」を重点取組に定め、「あらゆる暴力の防止」や「DV被害者の安全確保のための保護」に取り組んでいる。

当実行委員会では女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、講演会の開催・啓発グッズの作成及び配布・パネル展示等により、豊田市の人権教育の更なる推進を目指し、誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会づくりに向けた活動を実施した。

## 2 事業の経過

### (1) 実行委員会の開催

#### ①令和4年6月18日 第1回実行委員会

内容：講師選定、講演会開催日調整、展示方法及びその他啓発について検討

#### ②令和4年9月3日 第2回実行委員会

内容：講演会開催に関する諸事務協議、豊田市役所関係機関への周知方法及びその他啓発について検討

③令和5年1月28日 第3回実行委員会

内容：事業報告及び会計報告

(2) 講演会の開催

令和4年7月～8月 講演会内容の決定

(3) 周知・啓発の実施

令和4年9月～11月

内容：①啓発物品の決定

周知文書入りポケットティッシュ400個

②周知方法の決定

期間：令和4年11月1日から11月30日まで

場所：とよた男女共同参画センター及び豊田市役所本庁舎

内容：ポケットティッシュの配布、周知ポスター設置

③その他啓発内容の決定

さんかくフェスタ2022でのブース出展

日時：令和4年11月27日

場所：とよた男女共同参画センター

パープルライトアップの実施

期間：令和4年11月14日から24日まで

場所：豊田スタジアム

### 3 活動の実際

(1) 講演会実施

講師：一般社団法人ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン 伊藤 公雄氏

日時：令和4年11月3日 14時から15時30分

題目：「男性問題」としてのDV・性暴力～暴力のない社会を目指して～

参加者数：65人

内容：DV（ドメスティックバイオレンス）とは、配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあったパートナーから振るわれる暴力のことであり、DVの加害者が主に男性で「男性はこうあるべき」というジェンダー意識がDVや性暴力が起きる原因の一つになっている。DVに対する正しい知識と理解を深め、男性の立場・視点からDVや性暴力のない社会を目指して何ができるかを考える講演会を開催した。

講演会では時代背景や暴力の現状について、法知識などの基本的な教養について、ジェンダー問題について、世界各国の問題解決アプローチについて大きく4つの内容で構成されるものであった。

男性が抱えている女性観や男性の女性に対する依存などのジェンダーに関する問題を提示し、なぜ男性から女性に対するDV・性暴力が多いのかということ、なぜ男性の課題としての女性に対する暴力を考える必要があるかということについて分かりやすく講義を行っていただいた。

終了後に行ったアンケートでは、「社会の構造、流れ、男性側の問題として



捉えるジェンダー課題を整理する時間になった」、「女性に依存していることに男性が気付いていないことが暴力につながっていることが分かった」、「男性も女性も同じ人間で、上も下もない。他人を思いやり自分も大切にすべきだ」などといった意見が見られた。



▲講演会実施の様子

## (2) 周知・啓発の実施

内容： 啓発物品とポスターを公共施設の利用者が目に留まりやすい場所に設置し、更に2,000人程度の集客のある「さんかくフェスタ2022」での展示ブース出展を行った。これにより、利用者やイベント参加者に幅広く「女性に対する暴力をなくす運動」について考えるきっかけを作ることができた。



▲啓発実施の様子

また、女性に対する暴力撲滅のシンボルであるパープルリボンにちなみ、全国のランドマークなどを紫色にライトアップする取組である「パープルライトアップ」では、豊田スタジアムを令和4年11月14日から24日までの期間中、紫色にライトアップした。公共施設やイベント参加者だけでなく、周辺を通行する人にも目に留まるようライトアップを行うことで周知効果を高めた。また、豊田市でも女性に対する暴力撲滅に向けた取組を行い、誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会に向けた活動を推進していることを示す機会となった。



▲豊田スタジアムライトアップの様子



▲全国ランドマークライトアップの様子

#### 4 成果と今後の課題

豊田市が平成30年度に実施した「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」にて、「女性より男性の方が固定的な性別役割分担意識が強い傾向があること」、「経年的には男女ともに固定的な性別役割分担意識をもつ人は少なくなっているが、依然として男女の意識差は大きく、固定的な性別役割分担意識の解消が求められていること」、「豊田市の相談窓口の認知度が4割弱にとどまり、前回調査より低下しているため周知が必要であること」などから、本事業では根強く残るジェンダー意識が生み出す問題の中で、女性に対する暴力に焦点を当て、様々なアプローチで啓発活動に取り組んだ。

本取組の成果としては、講演会参加者数59名、啓発ティッシュ受取者400名、さんかくフェスタ啓発ブースアンケート回答者193名に加え、とよた男女共同参画センター来館者、豊田市役所来庁者、豊田スタジアム利用者と幅広い市民に女性に対する暴力をなくす運動について周知することができた。

市民意識の抽出のため実施したアンケートの中で「自分には関係のない話と思っていたが、少しは考えなくてはいけないと思った。」と意見があるように、気に留めずに他人事として看過していることが分かった。ジェンダー意識に関する問題に関わらず、人権問題の解決には当事者だけでなく、多くの方が問題意識もつことが肝要だと感じた。

すべての市民が安全に自分らしく暮らすことができるまちの実現を目指すにあたり、人権に関する問題は複雑化している。今回取り上げた女性に関する人権だけでなく、性の多様性については性的少数者に関する人権問題もある。また年代で分ければ子どもに関する人権や高齢者に関する人権などもあり、総合的な取組が必要であると考えます。

令和4年度4月に愛知県人権尊重の社会づくり条例が施行され、あらゆる人権に関する課題の解消を図ることや人権施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。豊田市においても人権に関する感度をより一層高め、豊田市の令和4年度人権啓発活動重点目標である「人権は自分ごと お互いの人権を尊重し合う社会を」を達成できるよう継続的に取組を実施していきたい。

### <第3部> 令和4年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
1	瀬戸	初級ポルトガル語講座	・ポルトガル語の学習を通して、参加者の国際理解を深め、多文化共生の意識づくりを目指す。	一般市民
2	尾張旭	人権教室	・人権擁護委員による人権についての授業、啓発品の配布	市内小学校3校
3	豊明	LGBT研修会	・LGBT当事者等の話や基礎知識を聞き、LGBTの理解を深め、多様な生き方をお互いに認め合える社会の実現を目指す。 講師：NPO法人ASTA	中学生、高校生、教員、市役所職員
4	日進	障害者差別解消法講演会	・障害者差別解消法が令和3年6月に改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、改めて合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いに関する周知及び障害に関する理解の促進を図る。 ・講演会「障害を理由とする差別の解消について～『障害』の考え方と私たちに求められるもの～」	市内の民間事業者、障害福祉サービス事業所職員、市内公共施設の職員、市民、市職員等
5	東郷	人権教室	・児童が豊かな人権感覚を身につけるきっかけとする。 ・絵本『ええところ』の読み聞かせ。感想の記入及び発表。 ・人権カルタを使ったビンゴゲーム	小学校4年生
6	長久手	男女共同参画啓発事業「歌と時代と男と女」	音楽ライター小室敬幸氏による音楽講座を開催し、時代ごとの歌謡曲の歌詞に織り込まれた男女のイメージ像を演奏と解説により読み解く。	一般市民・市職員
7	春日井	デートDVパンフレット配布	・デートDV防止啓発のため、デートDV防止パンフレット「デートDVってなに？～お互いを大切にしたい関係とは～」を市内高校1年生に配布。 ・「SNSなどを利用した暴力被害にあわないために」啓発チラシを作成し、パンフレットとともに配布。	高校1年生
8	小牧	職員研修事業	・相手を尊重したコミュニケーションとよりよい人間関係づくり ・自己受容と他者受容 ・アンコンシャス・バイアスに気づく ・人権へのポジティブなアプローチ など	市職員
9	北名古屋	女性に対する暴力をなくす運動（展示）	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ポスター（内閣府作成）、配偶者からの暴力（DV）に関する資料の展示、パープルリボン等啓発資材の配布等	一般市民
10	清須	人権教室	・人権講話、紙芝居 講師：清須市人権擁護委員11名	幼稚園児（年長）・保育園児（年長）
11	豊山	西春日井地区新規採用職員後期研修	・人権問題に対する愛知県の取組、最近の人権問題について学び、人権尊重の意識を醸成する。 ・講師：山田 章貴（愛知県職員）	町職員
12	一宮	人権教室の開催	・人権に関するDVDや講話等を通じて、いじめや虐待など人権問題について考える機会を作り、相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶことを目的とする。	市内小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児
13	稲沢	日本語講座	・外国人に市民との円滑なコミュニケーションを促進し、充実した日常生活を支援する。 ・初心、初級者クラスは講師が教室形式で指導、中・上級者クラスはボランティアが少人数グループ形式で指導。	市内在住・在勤の16歳以上の外国人（初心・初級クラス10人 中・上級者クラス16人）
14	犬山	青少年健全育成講演会	「いのちと性を考える」 講師：助産師 愛智 律子 氏 ・性の多様性（LGBT）、異性との付き合い方、妊娠と避妊、性被害等の学習を通して、幸せな人生を考える機会とする。	中学校・高校の生徒、教師、主催者
15	江南	人権教室	・啓発ビデオ・絵本・クイズ・講話などをとおして、子どもたちに分かりやすく思いやしの大切さを伝え、人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身につける機会とする。	小中学校、保育園の児童・生徒、園児
16	岩倉	子どもの権利救済委員会	・子どもと親の相談、家庭児童相談、市民相談について ・岩倉市子ども行動計画の取組について	権利救済委員
17	大口	小学校人権教室	・日常でおこる学校生活での出来事を題材にして、寸劇を行い子ども達に人権について考えてもらう機会とする。	小学校4年生
18	扶桑	人権落語講演会	・いじめのない学校を目指す ・講演会「いじめられっ子からの克服～生きるって何だろう～」 講師：桂ぼんぼ娘 ・講演を聴いた後、感想を書く。	中学生
19	津島	人権講座職員研修	障害者の人権、人権全般、同和問題（部落差別）、高齢者の人権、 ・講義：障害のある人の人権 講師：手島 雅史 氏（相山女学園大学人間関係学部教授） ・講義：「人権について」	市職員
20	愛西	いのちの授業	・妊婦体験・沐浴人形のお世話等の体験を通じて命の大切さを知る。 ・実際に赤ちゃんと母親に来校してもらい、赤ちゃんとふれあい、母親から話を聞き、命について考える。	中学生
21	弥富	高齢者教室「大昭大学」	・「弥富を知ろう」 地域について学ぶ講座 講師：弥富市歴史民俗資料館館長 ・「フレイル予防について学ぼう」 自立して健康に生きることを学ぶ講座 講師：明治安田生命	一般市民（60歳以上）
22	あま	あま市人権講演会「ハンセン病問題について考えよう」	・中学生人権作文発表 ・映画上映 ・トークショー（竹下景子さん、訓覇浩さん、小笠原英司さん）	一般市民等
23	大治	人権福祉講演会	・講演会「幸せってなんだっけ？～いのちとこころ輝かせ～」 講師：島田妙子氏（一般社団法人児童虐待防止機構オレンジCAPO理事長）	一般市民

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
24	蟹江	人権週間に伴う街頭啓発活動	・蟹江町内、飛島村内にて巡回啓発活動を行う。 ・②会場にて来店者へ啓発品（アクリルたわし）の配布を行う。 ・啓発品のアクリルたわしは、津島人権擁護委員協議会南部地区委員会より支出	一般市民
25	飛島	人権教室	・12月の人権週間に合わせて、人権擁護委員の活動を通じ、生徒が互いの違いを認め合うことの大切さについて考える。 ・テーマ「互いの違いを認め合うことから始める」 ・題材「うさぎとかめのその後」	義務教育学校 3年生
26	半田	高齢者・障がい者虐待防止講演会	・家庭が抱える問題や市役所相談後の対応の流れを、寸劇で上演しながら、社会福祉協議会職員が、問題点等を解説する。	一般市民
27	常滑	男女共同参画事業 LGBTQ+研修	・事者の話を聞き、理解を深める (講師)ASTA複数名	市職員
28	東海	東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関の連携を図るために設置し、以下について協議 ・いじめの防止等に係る関係者の相互の連絡調整 ・いじめの防止等に向けた取組状況に関する情報共有 ・その他いじめの防止等に関する施策に関すること	市長、教育長、地区委員長、民生委員・児童委員連絡協議会長、小中学校PTA連絡協議会長、コミュニティ推進地区連絡協議会委員、名古屋法務局半田支局総務課長、知多福祉相談センター児童育成課主事、東海警察署生活安全課長、校長会長
29	大府	職員人権研修会	愛知県民文化局人権推進課職員を講師として招き、「様々な人権について学ぼう」をテーマに、職員の人権に関する意識を醸成し、勤務時間の内外を問わず人権に配慮した言動を身に付けられることを目指した。	市職員
30	知多	デートDV防止啓発パンフレットの作成・配布	・デートDV防止啓発パンフレットを配布	市内中学校、高校、看護専門学校生
31	阿久比	男女共同参画講演会	・男女がともに支えあい、女性の社会参画や男性の家庭参画へのチャレンジを支援する地域づくりを目指す。 演題「暮らしの中のSDGs」 講師 百瀬 則子氏(一般社団法人中部SDGs推進センター副代表)	一般町民
32	東浦	人権啓発活動	・人権に関するパワーポイント紙芝居及び講話を通じて、幼いころから「人権擁護」について意識させるとともに、親子で考えるきっかけを作る。	園児とその保護者
33	南知多	子ども人権教室	・「いじめ」をテーマとしたDVDによる人権教室。	4・5歳児
34	美浜	男女共同参画サテライトセミナー	(公財)あいち男女共同参画財団と共催でセミナーを開催した。SDGsの世界観を「2030SDGsカードゲーム」を使って気軽に楽しく体験し、SDGsの考え方をジェンダー平等に活かすとともに、誰でも暮らしやすく働きやすい社会になるよう、地域で、家庭で、職場で、私たちが取り組めることは何かを考える機会となった。 演題:「カードゲームで体験!SDGsとジェンダー平等」 講師:一般社団法人SDGs design代表理事 曾根 加奈子	女性団体の会員 役場職員
35	武豊	人権教育	・人権についての作品を募集し、その優秀作品を掲示し、人権について理解することと、意識の啓発をした。	町内小中学校生徒 児童及び全町民
36	岡崎	男女共同参画推進のための職員研修	・市職員の性的少数者への理解の促進を図るため、性的少数者に関する基礎知識を習得し、多様性について考える研修 講師:神谷 悠一氏(LGBT法連合会 事務局長)	市職員
37	碧南	男女共同参画フォーラム	「みんなが輝く社会を～性別にかかわらず活躍する人たち～」 ・女性社会で活躍されている男性、男性社会で活躍されている女性をお招きし、パネルディスカッションを行う。職場におけるジェンダーギャップを考えるとともに、男女問わず誰もが楽しく働き続けるためのヒントを探す。	一般市民
38	刈谷	ミライク刈谷2022	「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、市民・団体・企業・行政が連携し、さまざまな情報発信や学習の場を提供する。 ・パネルディスカッション「ありのままの自分を大切に～男女関係なく誰もが自分らしく輝く社会を目指して～」 パネリスト:ryuchell氏(タレント、榊比嘉企画 代表取締役)、山根真理氏(愛知教育大学教授)、県内の学生 2名 コーディネーター:柳沢 彩美氏(CBCアナウンサー) ・かりや映画祭「最高の人生の見つけ方」上映 ・講座(環境・子育て・家事・キャリアデザインなどをテーマに対面講座4講座、オンライン講座2講座)	一般市民
39	豊田	人権移動教室	・DVD、講話、人権クイズ、人権かるた、人権イメージキャラクターソング合唱・手話・読み聞かせ等	園児・児童、生徒
40	安城	LGBT職員研修	・LGBTの基礎知識 ・保護者によるライフストーリー	小中学校教職員・市職員
41	西尾	西尾市PTA連絡協議会教育研修会	・LGBTについて考える ・講師:特定非営利活動法人 ASTA	PTA会員
42	知立	夏期研修会研修講座	・研修テーマ:「学校における人権教育について」 ・講師:丹 節生氏(愛知県教育委員会義務教育課指導主事)	市内教職員
43	高浜	人権に関する講演会	・ギズナワークス代表大村順氏を招き、「遺後の授業」を行った。	市内小学6年生

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
44	みよし	男女共同参画啓発事業 (大学生向け)	「男女共同参画」及び「SDGs」、「共生」について、先進事例等の調査結果を、学生がパワーポイント等で発表し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社名古屋支社及びみよし市役所人事担当者・SDGs推進課担当者がコメントーターとしてこれから社会人の一員となる大学生へ向けてアドバイスを行う。	大学生
45	幸田	男女共同参画講演会	・講演会「すべての人が生きやすい社会になるためのマナー講座～身近な人にこそ心を込めて～」 講師:マナーコンサルタント 村上侑美枝 氏	一般市民
46	豊橋	LGBT等性的少数者について理解を深める研修会 (職員向け)	「LGBT等性的少数者について理解を深める研修会」 講師 NPO法人ASTA	市職員、民生委員、幼稚園、保育園教諭等
47	豊川	青少年にかかる相談業務の実施	・子どもの生活や行動、心身の悩み、不登校、問題行動や非行、しつけや家庭教育、ニートなど、青少年に関わるいろいろな悩みの相談 ・心理カウンセラーによる心理相談	中学生以上で、40歳未満の子ども・若者とその家族や関係者(心理カウンセラーによる心理相談は、概ね16歳以上40歳未満の子ども・若者とその家族や関係者)
48	蒲郡	蒲郡市男女共同参画講演会	・多様な性についての理解を深め、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指す。 ・KABA.ちゃんの元気になれるトークショー 「これが私。自分らしく生きるために ～知ってほしい、LGBTのこと	一般市民
49	田原	田原人権ファンクション委員会企画講演会	・命の大切さと障がい者の人権理解を啓発する。 ・講演会「『いいんだよ』は魔法のことば～寛容の精神が醸成される社会へ～」 講師:斎藤真人氏(学校法人立花学園 立花高等学校長)	一般市民
50	新城	愛知県男女共同参画啓発月間事業	・図書館でウィルあいち情報ライブラリー男女共同参画啓発パネルの「LGBTの基礎知識」と男女共同参画関係の図書を展示。 ・市政番組「いいじゃん新城」で男女共同参画やジェンダー格差等について放送	一般市民
51	設楽	人権教室	・紙芝居、ビデオ等を使用して相手を思いやる大切さなどを学習した。	市内小学生
52	東栄	21東中人権標語	・愛知県の人権週間にあわせて全校生徒が人権標語を作成し、その中から東栄中学校の標語を選ぶ。	市内中学生
53	豊根	人権学習	・人権擁護委員による人権に関する講話や替え歌の合唱を実施した。	小学生

令和 4 年度

人権に関する学習をすすめるために

令和 5 年 3 月発行

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6780 (ダイヤルイン)  
ファックス 052-954-6962

愛知県教育委員会生涯学習課  
愛知人権ファンクション委員会

